

坂出市営テニスコートネーミングライツ事業に係る命名権者募集要項

1. 募集の目的

市有施設を有効活用し、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するとともに、本市の新たな自主財源の確保と施設のサービス維持・向上を図るため、施設に愛称を付与する命名権者を募集します。

2. 募集の対象となる施設

- (1) 施設の名称 坂出市営テニスコート
- (2) 施設の所在 坂出市小山町 353 番地
- (3) 施設の概要
 - ・人工芝テニスコート 4 面
 - ・男女トイレ
 - ・男女更衣室
 - ・駐車場 20 台分（国道 11 号線福江高架橋下）

3. 希望するネーミングライツの契約期間および命名権料等

- (1) 契約期間（愛称使用期間）

1 年以上 5 年以内の期間とします。

なお、契約期間の始期については、応募のあった日の翌月から起算して、最低でも 4 カ月以上先の月初日（例：4 月応募の場合は、9 月 1 日）とし、命名権者決定後に協議して決定します。終期については、原則として契約始期から起算して、5 年以内の年度末日（3 月 31 日）までとします。

- (2) 命名権料（年額）

応募可能額

5 万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）

※応募は応募可能額から可能です（応募可能額未満の応募は受付できません。）。

契約金額（年額）は、年間命名権料に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（契約金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、本市が発行する納入通知書により各年度 4 月 30 日までに一括納付するものとします。

ただし、年度途中に愛称使用を開始することになった場合における初年度の契約金額は、年間命名料に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（契約金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月割りした金額（月割金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、初年度の納付期限は、愛称使用開始日の属する月の末日とします。

- (3) ネーミングライツの対価としての地域貢献（該当がある場合に限る。）

命名権料に加えて、ネーミングライツの対価として、対象施設に係る役務の提供、物品の提供、又は対象施設でのイベント等の実施など、「施設の有効活用や地域活性化につながる地域貢献」を提案してください。

4. ネーミングライツの内容

- (1) 企業名または商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。なお、条例で定める施設の名称の変更は行いません。
- (2) 命名権者は、その所有する情報発信媒体において、ネーミングライツ制度への取組状況を紹介することができます。ただし、掲載に当たっては、事前に坂出市生涯学習課までご相談ください。
- (3) 本市は、命名権による愛称を積極的に使用し、愛称が定着するように努めますが、必要に応じて条例で規定している名称を使用する場合があります。

また、当分の間は、利用者の混乱を避けるため、愛称に条例で定める名称を併記する場合があります。

5. 愛称の条件等

- (1) 本市財産の公共性およびスポーツ施設としてのイメージを損なうおそれがないもので、わかりやすく市民に親しまれるものとしてください。
- (2) 坂出市の公共施設であることがわかるよう、愛称には、「坂出」（ひらがな、アルファベットも可）が含まれることが望ましいものとします。
- (3) 坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号）第4条第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (4) 愛称について、次のことに留意してください。
 - ア 契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。
 - イ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、命名権側で全て負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負いません。

6. 愛称表示等

命名権者は、関係法令等に基づく必要な許認可を得たうえで、次の表示物に愛称を使用することができます。

- (1) 敷地内看板
 - ア 施設内の表示（現在看板はありません。）
 - イ 施設外の表示2箇所程度（別紙「看板等位置図」参照）
- (2) 本市の印刷物、パンフレット、ホームページ等

※愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。また、新規の看板等の設置についても可能ですが、本市や関係機関と別途協議のうえ決定するものとします（別紙「看板等位置図」の表示を含む。）。

7. 愛称使用にともなう費用の負担

ネーミングライツ導入にともなう費用負担については、表のとおりとします。

ただし、本市の費用負担部分について、その全部または一部を命名権者が負担することを妨げるものではありません。

区 分	命名権者	坂出市
命名権料	○	
敷地内既設看板、敷地外既設看板※	○	
敷地内新規看板、敷地外新規看板、道路標識の表示の変更に要する費用（企画、制作、設置、保守管理等を含む。）※	○	
契約期間終了後の原状回復に要する費用	○	
応募や現地見学に要する費用	○	
市の印刷物、ホームページの表示変更に要する費用		○
その他の費用	協議により決定	

※敷地内外の施設表示等（施設看板や道路標識等）の新設および変更ならびに契約期間終了時等の原状回復については、市や関係機関と協議の上、命名権者が発注し、施工するものとします。

8. 募集受付期間等

令和8年8月1日より通年募集で、随時受け付けします（毎月末日で締切後、応募があった施設は募集を終了し、命名権取得予定者の審査を行います。なお、郵送の場合は、市に到着した日の属する月を受付月とします）。

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除きます。）

ただし、土・日・祝日を除きます。

募集に関する様式等は、坂出市ホームページ

（<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/syougaiyakusyu/ne-minguraitu.html>）からダウンロードできます。

9. 応募方法等

（1） 提出書類

次の書類を、受付期間内に持参または郵送（必着）で提出してください。

- ア 坂出市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- イ ネーミングライツ事業申込PRシート
- ウ 誓約書
- エ 法人等の概要を記載した書類
- オ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

- カ 登記事項証明書
- キ 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）および事業報告書
- ク 直近の 1 事業年度分の法人税、消費税および地方消費税、法人県民税、法人事業税ならびに坂出市税を滞納していないことを証明する書類
- ケ 審査基準 5－（2）および 5－（3）に関する PR 書類
- コ その他市長が必要と認めるもの

（2） 提出および問合せ先

〒762-0003 坂出市久米町一丁目 18 番 20 号 坂出市教育会館 生涯学習課
電話 0877-44-5025
FAX 0877-46-7140
メール syougaiakusyu@city.sakaide.lg.jp

（3） 質問の受付

ア 受付方法

別紙「ネーミングライツ質問票」により、郵送、FAX または電子メールのいずれかで、期間内に問合せ先まで送付してください。

イ 回答方法

質問のあった項目について、坂出市到着後 2 週間以内に質問者へ回答するとともに、坂出市ホームページに公表します。

10. 応募資格

- （1） 募集の趣旨に賛同し、命名権者となることを希望する法人（複数の法人により構成された団体を含む。）で、応募の時点において、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
 - （ア） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
 - （イ） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生手続を行っている者
 - （ウ） 市から指名停止措置を受けている者
 - （エ） 市税その他の租税を滞納している者または正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
 - （オ） 政治団体
 - （カ） 宗教団体
 - （キ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む者
 - （ク） 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む

者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）

- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (コ) 暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持および運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (サ) 自社、自己もしくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、または債務の履行を強要し、損害を加えるため、暴力団または暴力団関係者を利用したと認められる者
 - (シ) 暴力団または暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、または便宜を供与したと認められる者
 - (ス) 暴力団または暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる者
 - (セ) 暴力団または暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団または暴力団関係者と委託契約を締結する等これを利用したと認められる者
 - (ソ) その他市長が適当でないと認める者
- (2) 複数の法人等により構成された団体の場合は、当該団体を構成する全ての法人等が前項の規定による応募資格を有するものとします。
- (3) 応募者の本社・本店所在地は、坂出市内外を問いませんが、本社・支社・営業所等の所在地が坂出市内の場合、審査において加点します。

11. 辞退

申請書類等提出後に応募を取りやめるときは、必ず書面による辞退届を提出してください。（※任意様式）

12. 命名権取得予定者の審査方法

坂出市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、命名する愛称、命名権料その他の内容を審査し、命名権取得予定者の選定を行います。

審査委員会は、応募者が1者である場合または失格その他の理由により1者となった場合においても、その1者が命名権者としてふさわしいかどうかの審査を行います。

ただし、応募に適当な者がなかった場合は、命名権者を決定しないことがあります。

なお、審査委員会は、非公開で行います。

13. 審査基準

審査項目、配点等は、別紙「坂出市ネーミングライツ審査基準」のとおりです。

14. 命名権者の決定

市長は、審査委員会の審査の内容、結果を尊重し、命名権者を決定するものとします。

15. 採用結果の通知および公表

(1) 採用結果の通知について

採用結果は、全ての応募者に通知するとともに、坂出市ホームページにおいて、公表します。

公表内容は、命名権取得予定者の企業名・所在地・代表者名・愛称・命名権料・契約期間です。

(2) 審査委員会の審査内容等について

審査委員会の審査内容および結果に関する問い合わせ、異議等については、一切応じられません。

16. 契約の締結

(1) 契約締結および解除

命名権者決定後、速やかに本市と命名権者との間で契約を締結します。

なお、契約締結後であっても、応募手続きの不正、契約違反および次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、契約を解除することがあります。

ア 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

イ 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、またはそのおそれがあるとき。

ウ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

エ 命名権者から契約解除の申出があったとき。

オ その他市長が必要と認めるとき。

なお、命名権の契約解除（取り消しによる契約解除を含む。）を行っても、当該年度分の命名権料は返還しません。

(2) 命名権者の失格等

命名権者は、公平性を確保するため、市が命名権者の公表を行うまで応募内容について公表しないでください。公表した場合は失格とします。

(3) 契約内容の変更

市および命名権者は、災害その他やむを得ない理由により、契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約の内容を変更することができるものとします。

17. 関連規定

坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号）

18. 別添資料

- (1) ネーミングライツ付与対象施設個票
- (2) 坂出市ネーミングライツ審査基準
- (3) 坂出市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- (4) ネーミングライツ事業申込PRシート
- (5) 誓約書
- (6) ネーミングライツ質問票
- (7) 坂出市ネーミングライツ事業実施要綱